

定期監査の結果の公表について

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果について、同条第 9 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 2 2 年 3 月 2 9 日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	井 上 依 彦

記

- 1 定期監査
市長直轄組織
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目 1 番 1 号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)
- 4 その他
監査結果については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 垣内博美様

八尾市監査委員 富永峰男
同 八百康子
同 平田正司
同 井上依彦

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

- 1 監査の実施期間
平成21年12月1日から平成22年2月25日まで
- 2 監査の対象部局
市長直轄組織（秘書課、政策推進課、総合計画策定プロジェクトチーム、行政改革課）
- 3 監査の対象事項及び範囲
監査の対象事項 財務事務等
監査の範囲 平成20年度及び平成21年度上半期の事務事業
- 4 監査の目的及び着眼点
財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 5 監査の結果
財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【秘書課】

各課共通事務で指摘した事項を除き、特に指摘すべき事項はなかった。

【政策推進課】

各課共通事務で指摘した事項を除き、特に指摘すべき事項はなかった。

【総合計画策定プロジェクトチーム】

契約事務について

業務委託契約において、契約保証金を免除としているが、伺書にその根拠となる八尾市財務規則の条項等の記載のないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

【行政改革課】

契約事務について

行政関与の基準見直し及び公民協働推進アクションプログラム策定支援事業者の選定につき、プロポーザル方式による募集がされているが、その応募要領の契約締結に係る部分で、契約保証金については免除する旨が記載されていた。八尾市財務規則第 122 条では契約保証金を免除できる場合を限定列挙しているが、上記のような募集については免除規定に該当する事業者のみ応募するとは限らないので、今後は適正な応募要領にて実施すること。

【各課共通事務】

1 文書事務について

- (1) 文書の收受に際して受付をしていないものや文書処理簿において庁外からの依頼文書等で受信番号と発信番号を同一番号で処理していないもの、受発信者の記載が漏れているものが見受けられたので、適正に処理すること。
- (2) 伺書等において起案番号簿と実際の伺書とで番号が相違しているもの、決裁区分の記載が漏れているもの、施行日等の記載のないもの、公開に関する記載が不適切なもの、廃棄年月を誤っているもの等が見受けられたので、適正に処理すること。

2 備品について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、概ね適正に管理されていると認められた。